

# 金沢市教育プラザにおける学習用教材の利用に関する規程

(令和3年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢市教育プラザ条例施行規則（令和3年規則第 号。以下「規則」という。）第4条3項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる学習用教材の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学習用教材)

第2条 規則第4条第1項第4号に規定する教育委員会が定める物は、金沢市教育プラザで保管する次の各号に掲げるものとする。

- (1) DVDプレーヤー及びDVDソフト
- (2) プロジェクタ
- (3) 三脚式スクリーン及び壁掛け式スクリーン
- (4) オーバーヘッドプロジェクタ（以下「OHP」という。）
- (5) ノート型パソコン
- (6) タブレット端末
- (7) ビデオカメラ
- (8) デジタルカメラ
- (9) 太鼓、こと、三味線及び篠笛（以下「和楽器教材」という。）

(対象者)

第3条 学習用教材を利用できる者は、次に掲げる団体とする。ただし、利用できる学習用教材の品目、数量及び利用できる期間は、別表のとおりとする。

- (1) 金沢市内の小学校、中学校、保育所、幼稚園、公民館及び児童館
- (2) 金沢市内の子ども会及び金沢市青少年健全育成協議会に加盟する各地区の青少年健全育成推進団体
- (3) その他市長が適当と認めた団体

2 16ミリ映写機及び映画フィルムを利用できる者は、16ミリ発声映写機操作技術認定に関する規則（昭和41年石川県教育委員会規則第12号）第5条に規定する16ミリ発声映写機操作技術認定証を受けたものとする。

(利用の制限)

第4条 学習用機材は、次の各号に該当する場合は、利用することができない。

- (1) 営利又は政治的な目的に利用するおそれがあると認められる場合
- (2) 宗教の宣伝等に利用するおそれがあると認められる場合
- (3) その他市長が利用上又は管理上適当でないと認める場合

(利用の申請)

第5条 学習用教材（タブレット端末及び和楽器教材を除く。以下この条及び第8条において同じ。）の利用の申請は、学習用教材利用申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請に係る受付期間及び受付時間は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 受付期間 利用日初日の3箇月前から利用日初日の3日前まで
- (2) 受付時間 月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時45分まで

3 タブレット端末及び和楽器教材の利用の申請及び受付期間等については、市長が別に定める。

(利用する者の遵守事項)

第6条 利用する者は、学習用教材の利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学習用教材が破損し、又は傷まないよう適正かつ安全に管理すること。
- (2) 学習用教材を他人に貸与しないこと。
- (3) 学習用教材を複製しないこと。

2 市長は、前項各号に掲げる事項に従わない団体に対して、学習用教材の利用の承認をせず、又は、既にした承認を取り消すことができる。

(管理)

第7条 市長は、学習用教材の利用台帳を作成し、学習用教材を適正に管理しなければならない。

(報告)

第8条 学習用教材の利用を終了したときは、学習用教材利用報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 タブレット端末又は和楽器教材の利用を終了したときは、別に定める利用報告書を提

出しなければならない。

(損害の賠償)

第9条 学習用教材を利用する者は、当該学習用教材を紛失し、又は破損した場合、速やかに市長に届け出て、その指示により損害の賠償その他必要な行為をしなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

品目	数量	利用できる団体	利用できる期間
ビデオテープ	計 10	第3条第1項各号に掲げる団体	7日間 (他の団体の利用に支障がない場合は、7日間を限度に延長ができる)
映画フィルム			
DVDソフト			
スライドフィルム			
映写機	計 3		
DVDプレーヤー			
スライド映写機			
プロジェクタ			
スクリーン			
OHP	6		
ノート型パソコン			
ビデオカメラ			
デジタルカメラ	1		
タブレット端末	一式	金沢市立の小学校及び中学校	市長が別に定める期間
長胴太鼓	3		
平胴太鼓、附締太鼓	各 4		
箏	30		
ネオ・コト	15		
三味線	11		
篠笛	20		